「再エネ100%電力調達」の申請方法がわからない方へ

個人向け申請の手引き (代表的ケース別対応方法)

環境省水·大気環境局自動車環境対策課

本手引書は個人の方が環境省令和2年度第3次補正予算「再工ネ電力と電気自動車や燃料 電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」を活用して EV/PHEV/FCVを購入する際に、補助要件となっている「再工ネ100%電力調達」に関し、一般 的な事例を題材に、「再工ネ100%電力調達」要件を満たすために必要な準備、申請方法等に ついて解説するものです。本手引書に記載のないケースでも申請は可能であり、本手引書の内 容を組み合わせることで申請できるようになっております。万が一不明点がございましたら、03-6627-6486までお問合せください。

目次

「再エネ100%電力調達」の方法	P.1
「再エネ100%電力調達」の一般的なケース一覧	P.2
L1.一軒家またはマンション等にお住いの方で個別の電力契約が可能な方	P.3
L2.太陽光発電により売電(FIT含む)し、一部自家消費している方	P.5
L3.2世帯住宅にお住まいの方	P.10
L4.お住まいのマンションで電力会社の契約プランが変更できない、	
または、お住まいの地域に再エネ電力メニューが供給されていない方	P.11

「再エネ100%電力調達」の方法



●「再エネ100%電力調達」要件とは、<u>左</u> 記の手法1~3により、家庭等の使用電 力を再エネ比率100%にしていただくことで す。これらの手法を組み合わせることも可 能です。

環境省

● 4 年間はこの要件を維持していただく必要がありますが、途中、例えば、

- ・手法1に加えて、手法2や手法3を 新たに組み込んだり、
- ・手法2のメニューを別の指定メニューに 切り替えたり

することは可能です。

ただし、<u>変更内容はモニタリング調査を通</u> <u>じて、報告いただきます</u>。

★4年間のモニタリング調査へのご対応におすすめの再エネ調達手法

【手法1】や【手法3】単独での申請も可能ですが、再エネ100%での電力調達を維持い ただくために、4年間のモニタリング調査において、電力消費量に対する再エネ発電量や証 書購入量を確認し、不足分がある場合は追加で対応いただきます。<u>予め【手法2】と組み合</u> <u>わせて【手法1】や【手法3】を申請いただくことで、毎年の発電量等の不足分について、</u> 追加で証書購入いただくなどの対応が不要となります。

※手法を組み合わせた場合は、<u>補助金申請時とモニタリング調査において、いずれの手法</u> <u>の必要書類も提出</u>いただくことになります。

「再エネ100%電力調達」の一般的なケース一覧

1. 一軒家またはマンション等にお住いの方で個別の電力契約が可能な方 → P.3へ

「再エネ100%電力調達」の方法

→【手法2】再エネ電力メニューの購入

2. 太陽光発電により売電 (FIT含む) し、一部自家消費している方 \rightarrow P.5へ

「再エネ100%電力調達」の方法

→【手法1+手法2】自家発電+再エネ電力メニューの購入

(想定しているケース)

・太陽光パネル等の発電設備を設置していて昼間は売電(FIT含む)・自家消費、かつ夜間など不足分の電力 は小売電気事業者等から電力を購入している場合

※個人で【手法1】のみで対応する場合は、自家発電によって、当該家屋等の消費電力の全量をカバーする必要がある ことから、消費電力量がわかるHEMS/BEMS等のモニター機能や蓄電システムが必須となるため、おすすめはいたしません。

3.2世帯住宅にお住まいの方

「再エネ100%電力調達」の方法

→【手法2】再エネ電力メニューの購入

(想定しているケース)

- ・2世帯住宅で分電盤が分かれている場合
- ・2世帯住宅で分電盤が分かれていない場合
- 4.お住まいのマンションで電力会社の契約プランが変更できない、 または、お住まいの地域に再エネ電力メニューが供給されていない方 → P.11へ

「再エネ100%電力調達」の方法

→【手法3】再工ネ電力証書の購入

環境省

 \rightarrow P.10 \wedge



【手法2】再エネ電力メニューの購入

【概要】

- ●小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入する方法です。
- ●今回の補助金において「再エネ電力メニュー」は、環境省で審査が行われホームページに公表しているメニューである必要があります。
- ●以下URLのメニューのうち、お住まいの地域で販売されている「再エネ電力メニュー」を選択し、契約 手続きを行ってください。

http://www.env.go.jp/air/ichiran/ichiran.pdf

※実際の電力供給が申請時に間に合っていなくても、該当する「再エネ電力メニュー」の購入契約 が済んでいれば、その契約書類等を以って申請することが可能です。

※車両の購入手続きを開始してから、登録(納車)されるまでの間に一定期間あると思いますの で、その間に「再エネ電力メニュー」の契約手続きを行うことを推奨します。

一軒家またはマンションにお住いの方で個別の電力契約が可能な方

「再エネ電力メニュー」の契約完了後、【①メニューの名称】、【②提供事業者】、【③契約者名】、【④供給している住所】がわかる書類として以下に挙げるものをご提出いただきます。



メール画面のコピーや、契約書の写しなど、契約者名と紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可。

2. 太陽光発電により売電(FIT含む)し、一部自家消費している方



【手法1+手法2】自家発電+再エネ電力メニューの購入

1. 再エネ発電電力量、売電電力量、消費電力量に関するもの【手法1】

- ①再エネ電源の設置場所の住所、発電設備の容量、接続状況がわかる書類として以下に挙げるもの
 - (例)太陽光パネル等のメーカーカタログ
 - (例) 設置工事の契約書または納品書の写し

(例)発電量管理システム、HEMS画面写真または、HEMSアプリのスクリーンショット ②再エネ電源の発電量、売電電力量、消費電力量がわかる書類として以下に挙げるもの

- (例) 発電量管理システム、HEMS画面写真または、HEMSアプリのスクリーンショット
- (例)検針票の写し
- (例)電力会社の購入電力量のお知らせ

2. 当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類【手法2】

- ④メニューの名称、提供事業者、契約者名、供給している住所がわかる書類として以下に挙げるもの
 - (例)検針票の写し
 - (例)提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー

メール画面のコピーや、契約書の写しなど、契約者名との紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可。

【手法1+手法2】申請書抜粋









2. 当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類

P.4と同様の書類の提出

3.2世帯住宅にお住まいの方



【手法2】再エネ電力メニューの購入

各ケースごとの対応

①分電盤が分かれている場合
1世帯分(申請者分)のみ再エネ電力メニューを購入いただくこととなります。
②分電盤が分かれていない場合
2世帯分(申請者分+その他世帯)まとめて再エネ電力メニューを購入いただくこととなります。

当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類【手法2】

【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類として以下に挙げるもの

- (例)検針票の写し
- (例)電力事業者のwebページのハード/ソフトコピー

メール画面のコピーや、契約書の写しなど、契約者名と紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可。 →P.4と同様

4.お住まいのマンションで電力会社の契約プランが変更できない、 またはお住まいの地域に再エネ電力メニューが供給されていない方



【手法3の概要】

- ●再エネ電力から切り離された環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入する方法です。
- ●今回の補助で使用できる再エネ電力証書には、「グリーン電力証書」と「再エネ電力由来」 クレジット」があります。

※再エネ電力証書には、他に非化石証書がありますが、個人/事業者が調達することは現状できないので 対象外としています。

●J-クレジットには複数種類があり、必ず再エネ電力由来 J -クレジットを購入してください。

●グリーン電力証書とJ-クレジットを組み合わせて対応することもできます。

【グリーン電力証書/J-クレジットの概要】

●各証書の概要等をお知りになりたい方は、以下のホームページ等を御確認ください。

グリーン電力証書

(https://www.jqa.jp/service_list/environment/service/greenenergy/index.html) J-クレジット制度

(https://japancredit.go.jp/)

4.お住まいのマンションで電力会社の契約プランが変更できない、 またはお住まいの地域に再工ネ電力メニューが供給されていない方



手法3を選択された方は下記を記入願います。

証書提供業者名A		証書利用場所と車両の「使用の本拠の位置」 🗌 同一	
①購入量	(kWh)	証書の種類] / 【手法3の計算方法】
②年間施設消費電力量kWa)	(kWh)	□12ヶ月実績値 □1ヶ月実績値×12ヶ月分 □試算値等	・②年間施設消費電力量は、下記の(A)~
③証書必要量(kWh)(②×4)	(kWh)	※証書必要量は原則4年分となります。	く (C)により昇出します。
\$\Phi - (() + @ + \$\Phi + \$\Phi)	(kWh)	※左記欄がゼロより大きい場合は、要件を満たしておりません。再ェ ネ証書を③証書必要量以上となるように追加購入いただくか、他の 手法との組合せをご検討ください。	・③の証書必要量は、②×4です。
購入した証書が上記以外に 5つ以上契約されている場合	こもある場合は、下記に入力してください 合は、その旨をXXXXまでご連絡ください	``` ```	・③証書必要量と①証書購入量を比較し
証書提供業者名B		証書利用場所と車両の「使用の本拠の位置」 🗌 同一	ます。
④購入量	(kWh)	証書の種類	
証書提供業者名C		証書利用場所と車両の「使用の本拠の位置」 🗌 同一	- (3-(1)かどしより入さい場合は、購入重か 不足しています。
⑤購入量	(kWh)	証書の種類	
証書提供業者名D			7
	(1-1476)		, 海数購入していス提会け ④~⑥を記入
		<u>唯</u> 百少桂規	

再エネ電力証書購入量の考え方

購入量は、年間消費電力量の原則4年分以上を購入してください。

年間消費電力量の考え方

- (A)過去実績が12ヶ月分あり、消費電力量の実績が書類で示せる場合は過去の実績値。
- (B) (A) で対応できない場合、「直近1か月分の実績の実績値×12(ヵ月)」をした1年間分の推計値 ※直近1か月の実績を確認するため、証拠書類もあわせてご提出いただきます。
- (C)補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、事業計画等に基づく電力量。 個人の場合は、「平成25年度家庭における電力消費量実測調査報告書」※にある値。

直		戸建	集合住宅
	北海道以外	4709kWh	3139kWh
	北海道	4344kWh	2336kWh

4. お住まいのマンションで電力会社の契約プランが変更できない、 またはお住まいの地域に再エネ電力メニューが供給されていない方 環境

申請書に追加して必要な書類

①証書等の写し

<グリーン電力証書の場合>グリーン電力証書の写し

<J-クレジットの場合>無効化通知書および再エネ電力量を記載した書類の写し

②証書に係る情報を補足する書類

・・・【提供事業者】、【購入量】、【購入者名】、【購入者住所】がわかる書類

例:webページのハードコピー、メールなどを想定。

購入者名が一致できるなと、紐付けができれば複数の書類を組み合わせてもよい。

③施設等の消費電力量 が確認できる書類

例:小売電気事業者からの請求書、webページのハードコピー





}a semananin see s⊄e

・モニタリング報告書:https://japanoredit.go.jp/pdf/certification/XCCCXC_X_X_pdf. ・モニタリング報告書別紙:https://japanoredit.go.jp/pdf/certification/ XCCCCC_X_X_pdf.

15

4. お住まいのマンションで電力会社の契約プランが変更できない、 またはお住まいの地域に再エネ電力メニューが供給されていない方 環境省

【手法3】再エネ電力証書の購入方法

●再エネ電力証書の購入ができる事業者のうち、リンクの掲載を了承いただけた事業者は、以下の環境省ホームページにて掲載しています。 (<u>http://www.env.go.jp/air/100.html</u>)
●再エネ電力証書の価格は、約1円~約10円/kWh

【グリーン電力証書の購入例】 〇日本自然エネルギー(株)ホームページ <u>http://www.natural-e.co.jp/contract/ev.html</u> たとえば上記のホームページでは、インターネット上でグリーン電力証書の購入が実施できます※

※購入に当たっては条件があります



4. お住まいのマンションで電力会社の契約プランが変更できない、 またはお住まいの地域に再エネ電力メニューが供給されていない方 環境省

【手法3】再エネ電力証書の購入方法

【J-クレジットの例】

● J-クレジットを購入できるプロバイダの一覧を下記の環境省ホームページで公開しています。 http://www.env.go.jp/air/ichiran/japancredit.pdf

●J-クレジットは、購入単位が電力量(kWh)ではなくt-CO2です。 購入したい電力量(kWh)に相当するJ-クレジットの量(t-CO2)は、プロバイダやそのプロバイダが活用するプロ ジェクト等によって異なりますので、詳細は上記に記載されているプロバイダのホームページ等をご確認ください。